

中学校部活動の地域展開

少子化や教員の働き方改革の進展、子供たちのニーズの多様化により、中学校部活動は、現在の形のままでは続けることが難しくなっています。このような状況を踏まえ、国、愛媛県の方針に沿って、大洲市では、多様で持続可能な地域クラブ活動の整備をはじめとする「部活動の地域展開」を推進します。

なぜ部活動改革が必要なのか？

- ✓ 市内の中学校生徒数が、10年後には約600名(令和7年度は1,023名)に減少
- ✓ 部員数の減少により、学校単独では部活動の維持が困難
- ✓ 子供たちが希望するスポーツや文化芸術活動を選択できない
- ✓ 教員の負担が大きく、このままの体制を続けることが困難



地域全体で支える仕組み（地域展開）が必要

部活動の地域展開とは？

部活動の地域展開とは、これまで学校主体であった部活動を丸ごと地域へ移すことではありません。

このままでは部活動を維持していくことが難しいため、地域を土台にして、新たなスポーツ・文化芸術活動ができる環境づくりを進めていくということです。

国は、「子供たちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術活動の適正化を図り、体験格差を解消することを目指しています。

	学校部活動・地域連携	地域展開
主体	学校	地域クラブ(団体)
指導者	学校の先生 部活動指導員 外部指導者	地域の指導者 希望する学校の先生 (兼職兼業の許可)
参加者	在学する学校の生徒	市内の中学生など
活動場所	在学する学校の施設	地域クラブが活動する施設
費用負担	部費、用具、交通費等の実費	地域クラブの会費、実費
保険	学校の保険	スポーツ安全保険

大洲市部活動地域展開推進計画(大洲市の方向性)

本市では、令和5年から協議・検討を重ねてきた「大洲市地域部活動推進協議会」において示された「大洲市の地域展開の方向性」を受け、令和8年3月「大洲市部活動地域展開推進計画」を策定しました。

部活動の果たしてきた教育的意義や役割を継承・発展させるための環境の整備、地域での多様な体験や幅広い世代との交流を通じた学びなど、子供たちのニーズに応じた活動ができる環境を整え、部活動の地域展開を進めていきます。

● 段階的な地域展開

まずは休日の活動から地域クラブへ移行し、持続可能な活動体制の構築を目指します。

● 受け皿（認定地域クラブ活動）の整備

認定地域クラブ活動の整備を進め、生徒が継続して活動できる環境を確保します。

● 指導者の確保

地域の指導者や関係団体と連携し、専門的な指導が受けられる体制づくりを進めます。



大洲市部活動改革 ロードマップ

本市の部活動は、段階的に、令和10年の夏に「休日の部活動」を全て終了し、令和12年の夏を目標として「平日の部活動」を終了します。

前期

中間評価

後期

国	改革実行期間(令和8~10年度)			改革実行期間(令和11~13年度)		
愛媛県	令和10年度までに全ての部活動で休日の地域展開			平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大洲市	中1 中3の夏で「休日の部活動」が終了 →引退まで活動	中2	中3			
	小6 中2の夏で「休日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など	中1	中2	中3		
	小5 中1の夏で「休日の部活動」が、 中3の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など	小6	中1	中2	中3	
	小4 中1から「休日の部活動」がない 中2の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など 中2の2学期からは全てが地域クラブ等の活動など	小5	小6	中1	中2	中3
	小3 中1から「休日の部活動」はなく、 中1の夏で「平日の部活動」が終了 →休日は、休息日、地域クラブ等の活動など 中1の2学期からは全てが地域クラブ等の活動など	小4	小5	小6	中1	中2
	小2 「部活動」が全て終了 →全てが地域クラブ等の活動など	小3	小4	小5	小6	中1
						入部停止

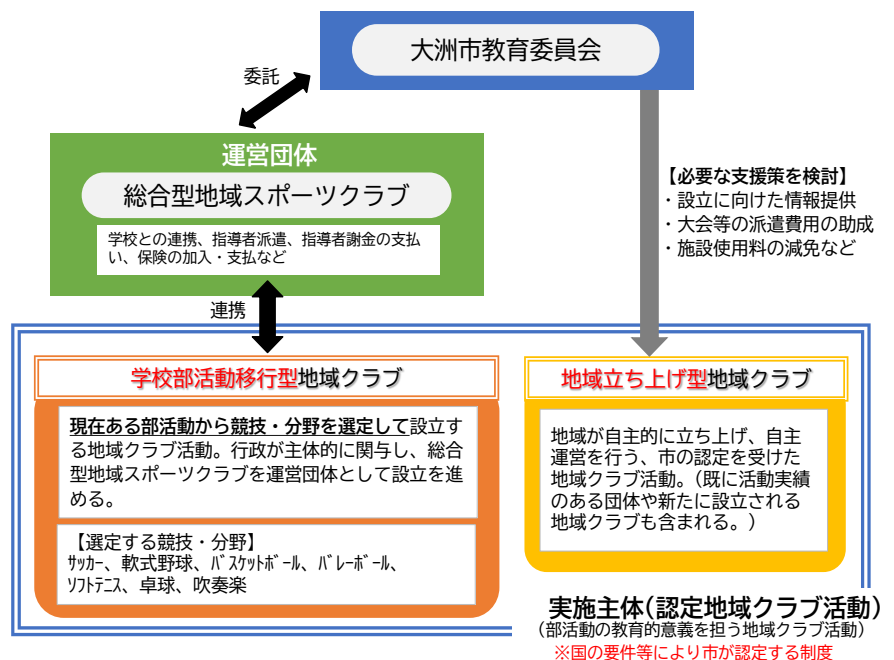
受け皿(認定地域クラブ)の整備・指導者の確保に向けて

市が主体的に関わって、市内の総合型地域スポーツクラブを運営団体とする活動体制を構築し、部活動の教育的意義を担い、継承する「学校部活動移行型地域クラブ」を創設します。

国の要件等に基づき認定を行う「認定地域クラブ制度」の構築と、自主的に運営する地域クラブを対象とした支援体制の整備を進めます。

地域の指導者を募集し、登録・育成、マッチングを行う「人材バンク」の創設を目指します。

そのほか、保護者負担への支援策など、引き続き検討を進めていきます。



【お問合せ先】大洲市教育委員会スポーツ振興課
〒795-8601 大洲市大洲690番地の1
TEL0893-24-1734

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



説明
動画



公式
HP